

令和3年度黒石市キャッシュレス決済導入支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、人との接触を減らす手段として有効なキャッシュレス決済（クレジットカード、デビットカード、電子マネー、バーコード決済、QRコード決済等の電子的な決済手段をいう。以下同じ。）を導入した者に対し、黒石市キャッシュレス決済導入支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人事業者とする。

(1) 次に掲げる要件を全て満たす店舗又は事業所（以下「店舗等」という。）を有すること。

ア 市内に所在するものであること。

イ 対面での金銭の授受又はキャッシュレス決済を行っていること。

ウ 令和2年4月16日から令和4年1月31日までの間に、キャッシュレス決済を提供する事業者とキャッシュレス決済の導入及び運用に係る契約を締結し、キャッシュレス決済を導入していること。

(2) 前号に規定する要件を全て満たす店舗等（以下「交付対象店舗等」という。）において、キャッシュレス決済を支援金の交付を受けた日から1年以上継続して運用する意思があること。

(3) 次に掲げる市税等の滞納がないこと（新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い徴収が猶予されているものを除く。）。

ア 法人である場合には、交付対象者に課税されている法人市民税、固定資産税及び軽自動車税

イ 個人事業者である場合には、交付対象者に課税されている市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税（市外に住所を有する場合は、住所を有する市町村が賦課する税等を含む。）

（４） 法令又は公序良俗に反していないこと。

（５） 黒石市暴力団排除措置要綱（平成２４年黒石市告示第１０３号）第２条第８号に規定する排除措置対象者でないこと。

（６） 支援金を交付することが適当でないと市長が判断する者でないこと。

２ 交付対象者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業の用に供する自動車を店舗とみなす。ただし、当該自動車により当該事業の主たる部分を市内で行うものに限る。

（１） タクシー事業者（道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。）

（２） 自動車運転代行業者（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成１３年法律第５７号）第２条第１項に規定する自動車運転代行業を営む者いう。）

（３） 自動車による移動販売を行う者（その事業の営業に必要な許可を受けている者に限る。）

（支援金の額）

第３条 支援金の額は、交付対象者が有する交付対象店舗等の数に３万円を乗じて得た額とする。ただし、１交付対象者につき９万円を上限とする。

２ 前項の場合において、交付対象者が前条第２項に規定する者であるときは、当該事業の用に供する自動車１台を１交付対象店舗等とみなす。

（支援金の交付申請）

第４条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、黒石市キャッシュレス決済導入支援金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、複数

の店舗等について支援金の交付を受けようとするときは、それぞれの店舗等ごとに第1号、第2号及び第6号に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) キャッシュレス決済の導入及び運用に係る契約内容が分かる書類の写し
- (2) キャッシュレス決済の導入の完了を確認できる写真
- (3) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- (4) 申請者本人の身分証明書の写し
- (5) 直近年度の納税証明書（市外に住所を有する個人事業者に限る。）
- (6) 自動車検査証の写し（第2条第2項に規定する者に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和4年2月7日までに行うものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（支援金の交付決定等）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、黒石市キャッシュレス決済導入支援金交付決定通知書（様式第2号）により交付すべき支援金の額を通知し、支援金を申請者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援金を交付しないことを決定したときは、黒石市キャッシュレス決済導入支援金交付申請却下通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。

4 支援金は、口座振込みにより交付する。

（交付決定の取消し等）

第6条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、支援金の交付の決定を取り消し、返還を求めることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度の支援金について適用する。